

## 新しい総合事業における指定基準等(訪問型サービス事業)

資料 1

\* 下線は、法令により順守すべき事項

		訪問型現行相当サービス(介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA(緩和基準)	訪問型サービスB(住民主体等) (必ず順守すべき基準)
訪問型サービス事業の基準	人員	<b>①管理者 常勤・専従1人以上</b> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 <b>②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</b> 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 <b>③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</b> 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能。	<b>①管理者 専従1人以上</b> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 <b>②従事者 1人以上必要数</b> 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・一定の研修受講者、又は同一事業所において3年以上の介護職の実務経験のある者】 <b>③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数</b> 【資格要件：従事者に同じ】	<b>①従事者 1人以上必要数</b> 【資格要件：なし】
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程等(生活援助に限る)の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④従事者、又は従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者、又は従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑦必要に応じ、個別サービス計画の作成	⑤簡略化した独自の統一様式
サービス内容	ホームヘルパーの訪問による身体介護、生活援助 1回45分～60分程度 ＊身体介護と生活援助の区分なし ＊乗車や降車等の介助は利用不可 訪問介護員による20分未満の生活援助等(短時間) (例)・シャワー入浴の見守り ・近隣の買い物同行 ・調理の下ごしらえ	生活援助等 1回45分～60分程度 (例)・調理、掃除等やその一部介助 ・ゴミの分別やゴミ出し ・重い物の買い物代行や同行 従事者による20分未満の生活援助等(短時間)	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 (例)・布団干し、階段の掃除 ・買い物代行や調理、ゴミ出し ・電球の交換、代筆 等	
介護報酬	○国の定める額 訪問Ⅰ(週1回、要支援1・2他)：月1,168単位(11,680円) 訪問Ⅱ(週2回、要支援1・2他)：月2,335単位(23,350円) 訪問Ⅲ(週3回、要支援2)：月3,704単位(37,040円) 訪問Ⅳ(週1回、要支援1・2他)：1回266単位(2,660円) 訪問Ⅴ(週2回、要支援1・2他)：1回270単位(2,700円) 訪問Ⅵ(週3回、要支援2)：1回285単位(2,850円) 20分未満の生活援助等(要支援1・2他)：1回165単位(1,650円)	○組合基準訪問型サービス(国基準90%) 訪問Ⅰ(要支援1・2他)：1回203単位(2,030円) 20分未満の生活援助等(要支援1・2他)：1回149単位(1,490円)		

## 組合基準サービスにかかる報酬加算(訪問型サービス事業)

	訪問型現行相当サービス(介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA(緩和基準)
特別地域加算	<p>厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問型サービス事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の15</p>	<p>同左 ※特別地域において、通所型サービスを行うことの重要性を評価。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の15</p>
小規模事業所加算	<p>厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問型サービス事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の10</p>	<p>同左 ※小規模事業所が、通所型サービスを行うことの重要性を評価。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の10</p>
中山間地域等提供加算	<p>指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の5</p>	<p>同左 ※中山間地域等において、通所型サービスを行うことの重要性を評価。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の5</p>
初回加算	<p>新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：月200単位(2,000円)</p>	<p>設けない ※組合基準の独自サービスは、サービス提供責任者の必置義務を規定しないため、設けない。</p>
生活機能向上連携加算	<p>利用者に対して、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、理学療法士等と連携して指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：月100単位(1,000円)</p>	<p>設けない</p>
介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事又は理事長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対して、指定訪問型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：(Ⅰ)所定単位数の1000分の86 (Ⅱ)所定単位数の1000分の48 (Ⅲ)所定単位数の1000分の43.2 (Ⅳ)所定単位数の1000分の38.4</p>	<p>同左</p> <p>加算単位：(Ⅰ)所定単位数の1000分の86 (Ⅱ)所定単位数の1000分の48 (Ⅲ)所定単位数の1000分の43.2 (Ⅳ)所定単位数の1000分の38.4</p>

## 新しい総合事業における指定基準等(通所型サービス事業)

下線は、法令により順守すべき事項

		通所型現行相当サービス(介護予防通所介護相当)	通所型サービスA(緩和基準)	通所型サービスB(住民主体等) (必ず順守すべき基準)
通所型サービス事業の基準	人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②生活相談員等 専従1以上(1以上は常勤) ③看護職員 専従1以上(1以上は常勤) ④介護職員 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1以上	①管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②従事者 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に必要数	①従事者 1人以上必要数 【資格要件：なし】
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②必要な設備・備品	①サービス提供に必要な場所 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④従事者、又は従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者、又は従事者であった者の秘密保持 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑦必要に応じ、個別サービス計画の作成	⑤簡略化した独自の統一様式
サービス内容	通所介護と同様のサービス内容 ※送迎、入浴あり 1日 3～9時間 ・生活機能の向上のための機能訓練 ・身体機能の向上のための機能訓練 ・調理や掃除、洗濯等の生活機能向上のためのトレーニング	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する事業 1日 5～9時間 半日 3～5時間未満 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動等	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン、会食 等	
介護報酬	○国の定める額 通所Ⅰ(要支援1他)：月1,647単位(16,470円) 通所Ⅱ(要支援2)：月3,377単位(33,770円) 通所Ⅲ(月4回まで、要支援1他)：1回378単位(3,780円) 通所Ⅳ(月5～8回まで、要支援2)：1回389単位(3,890円)	○組合基準通所型サービス(国基準90%、半日は1日の75%) ※送迎、入浴あり 通所Ⅰ(要支援1・2他)：1日351単位(3,510円) 通所Ⅱ(要支援1・2他)：半日264単位(2,640円) ※送迎・入浴有無 1日 半日 送迎あり入浴なし：331単位 249単位(国基準85%) 送迎なし入浴あり：331単位 249単位(国基準85%) 送迎なし入浴なし：312単位 234単位(国基準80%)		

## 組合基準サービスにかかる報酬加算(通所型サービス事業)

	通所型現行相当サービス(介護予防通所介護相当)	通所型サービスA(緩和基準)
中山間地域等提供加算	<p>指定通所型サービス事業所の通所型サービス介護従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の5</p>	<p>同左 ※中山間地域等において、通所型サービスを行うことの重要性を評価。</p> <p>加算単位：所定単位数の100分の5</p>
若年性認知症利用者受入加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、県知事又は理事長に届け出た指定通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して、通所型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：月240単位(2,400円)</p>	<p>同左 ※若年性認知症利用者に対して、通所型サービスを行うことの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回54単位(540円)</p>
同一建物減算	<p>指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対して、指定通所型サービスを行った場合。</p> <p>減算単位：要支援1他 月△376単位(3,760円) 要支援2 月△752単位(7,520円)</p>	<p>同左</p> <p>減算単位：1回△85単位(△850円)</p>
生活機能向上グループ活動加算	<p>利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活のための活動を行った場合。</p> <p>加算単位：月100単位(1,000円)</p>	<p>同左 ※生活機能向上を目的として効果的にサービスが提供されることの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回23単位(230円)</p>
運動器機能向上加算	<p>利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。</p> <p>加算単位：月225単位(2,250円)</p>	<p>同左 ※利用者の運動器の機能向上を目的として、心身の状態の維持又は向上を図ることの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回51単位(510円)</p>
栄養改善加算	<p>低栄養状態にある利用者等に対し、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。</p> <p>加算単位：月150単位(1,500円)</p>	<p>同左 ※利用者の低栄養状態の改善等を目的として、心身の状態の維持又は向上を図ることの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回34単位(340円)</p>

	通所型現行相当サービス(介護予防通所介護相当)	通所型サービスA(緩和基準)												
口腔機能向上加算	<p>口腔機能が低下している利用者等に対し、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。</p> <p>加算単位：月150単位(1,500円)</p>	<p>同左 ※利用者の口腔機能の向上を目的として、心身の状態の維持又は向上を図ることの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回34単位(340円)</p>												
選択的サービス複数実 施加算	<p>利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合。</p> <p>加算単位：月480単位(4,800円)又は月700単位(7,000円)</p>	<p>同左 ※複数のサービスの実施により、心身の状態の維持又は向上を図ることの重要性を評価。</p> <p>加算単位：1回108単位(1,080円)又は1回158単位(1,580円)</p>												
事業所評価加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、県知事又は理事長に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>加算単位：月120単位(1,200円)</p>	<p>左に該当する事業所が組合基準の通所型サービスのみを提供する事業所に移行した場合においても、評価対象期間として算定が見込まれた期間は、引き続き加算。</p> <p>加算単位：1回27単位(270円)</p>												
サービス提供体制強化 加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、県知事又は理事長に届け出た指定通所型サービス事業所において、利用者に対して、指定通所型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>要支援1他</td> <td>要支援2</td> </tr> <tr> <td>(I)イ</td> <td>72単位(720円)</td> <td>144単位(1,440円)</td> </tr> <tr> <td>(I)ロ</td> <td>48単位(480円)</td> <td>96単位(960円)</td> </tr> <tr> <td>(II)</td> <td>24単位(240円)</td> <td>48単位(480円)</td> </tr> </table>		要支援1他	要支援2	(I)イ	72単位(720円)	144単位(1,440円)	(I)ロ	48単位(480円)	96単位(960円)	(II)	24単位(240円)	48単位(480円)	<p>設けない</p> <p>※組合基準の独自サービスは、人員基準が国基準と異なるため、設けない。</p>
	要支援1他	要支援2												
(I)イ	72単位(720円)	144単位(1,440円)												
(I)ロ	48単位(480円)	96単位(960円)												
(II)	24単位(240円)	48単位(480円)												
介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事又は理事長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対して、指定通所型サービスを行った場合。</p> <p>加算単位：(I)所定単位数の1000分の40 (II)所定単位数の1000分の22 (III)所定単位数の1000分の19.8 (IV)所定単位数の1000分の17.6</p>	<p>同左</p> <p>加算単位：(I)所定単位数の1000分の40 (II)所定単位数の1000分の22 (III)所定単位数の1000分の19.8 (IV)所定単位数の1000分の17.6</p>												

## 新しい総合事業における組合基準等(介護予防ケアマネジメント事業)

◎ 給付によるサービスの利用がなく、総合事業によるサービスのみ利用のケース(※典型例として整理)

基準 サービス種別	多様なサービス			総合相談
	現行の介護予防支援相当 ケアマネジメントA (介護予防支援相当)	ケアマネジメントB (緩和基準)	ケアマネジメントC (緩和基準、初回のみ)	
① サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント 例) ケアプランを作成、モニタリングを実施	プロセス等を簡略化したケアマネジメント 例) サービス担当者会議を省略するとともに、モニタリングの間隔をあげたケアマネジメント	初回のみ実施 例) アセスメントとケアプランからサービスにつなげる(サービス担当者会議やモニタリングなし)	総合相談
② 対象者となるケースとサービス提供の考え方	○主に訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを利用するケース、訪問型・通所型サービスCを組合せた複数のサービスを利用する場合	○A・C以外のケース(ケアマネジメントの過程で判断)	○主に、ケアマネジメントの結果、補助によるサービスや配食などの生活支援サービスの利用につなげるケース	※本人の希望が明確であり、一般介護予防事業により行われる通いの場、体操教室などを利用するケース
③ 事業の実施方法	直接実施／委託	直接実施／委託	直接実施／委託	直接実施／委託
④ ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを適宜実施 (サービス担当者会議などを省略)	初回のみケアマネジメントを実施 ※その後は事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与	本人の相談を受け、助言
⑤ 市の負担方法	月単位で支払い	月単位で支払い	初回のみ月単位で支払い	包括的支援事業により委託費を支払い(又は直接実施)
⑥ 基準	予防給付の基準を基本に組合が規定			地域包括支援センターの運営基準
⑦ 給付管理票の作成・記入	原則記入	記入・不要	不要	不要
⑧ 単価等	※1月につき 430単位 ・初回加算 300単位 ・小規模多機能連携加算 300単位	※1月につき 430単位 ・初回加算 300単位 ・小規模多機能連携加算 300単位	※1回につき(初回のみ) 430単位 ・加算なし	なし
⑨ 利用者負担額(利用料)	なし	なし	なし	なし
⑩ 事業者への支払い方法	直接実施／事業者への直接支払	直接実施／事業者への直接支払	直接実施／事業者への直接支払	包括的支援事業として委託法人に直接支払い (直接実施の場合、直接経費を負担)
⑪ 限度額管理	なし	なし	なし	なし
⑫ サービス提供者	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター
⑬ 備考				